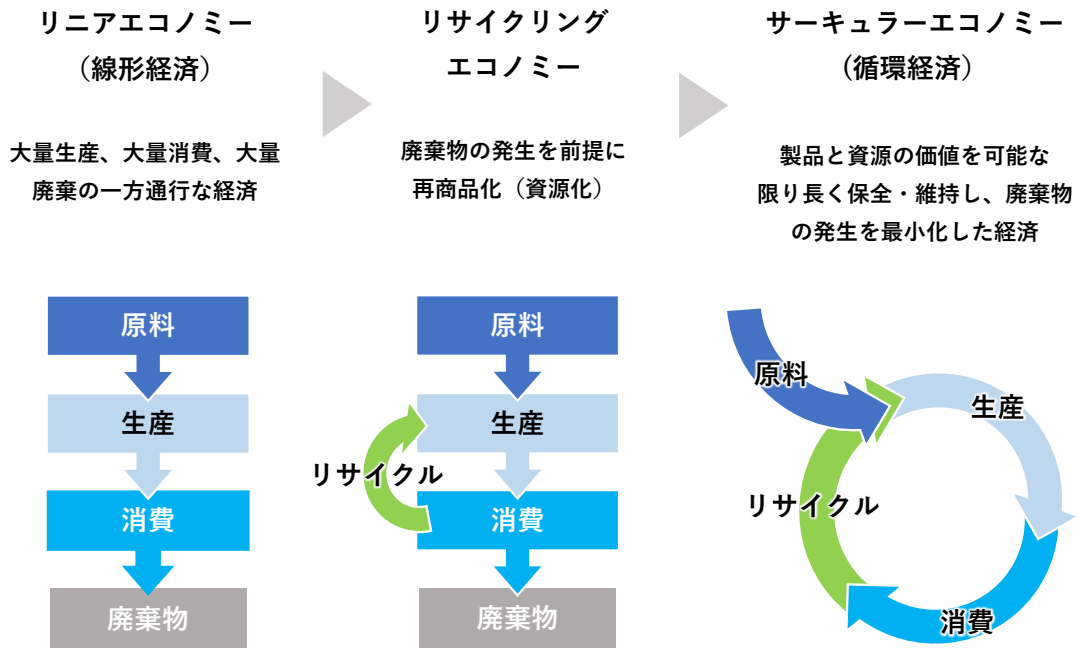


計画の目的と目指す未来

現在、私たちは気候変動、生物多様性の損失、資源制約・汚染という「**環境の3つの危機**」に直面しています。

これまでの大量廃棄型の「リニアエコノミー」から脱却し、資源を循環させる「サーキュラーエコノミー」へ移行することで、廃棄物や二酸化炭素（CO₂）を削減し、SDGsの達成につなげます。

この計画は、「**安全・安心に暮らせるまちづくり**」を基本理念とし、廃棄物等の減量化・資源化を推進し、環境への負荷をできる限り減らす「**脱炭素社会・循環共生型社会**」の実現を目指します。



SDGs と本計画の関連

特に以下の2つのゴールを重視し、住民・事業者・行政が連携して取り組みます。

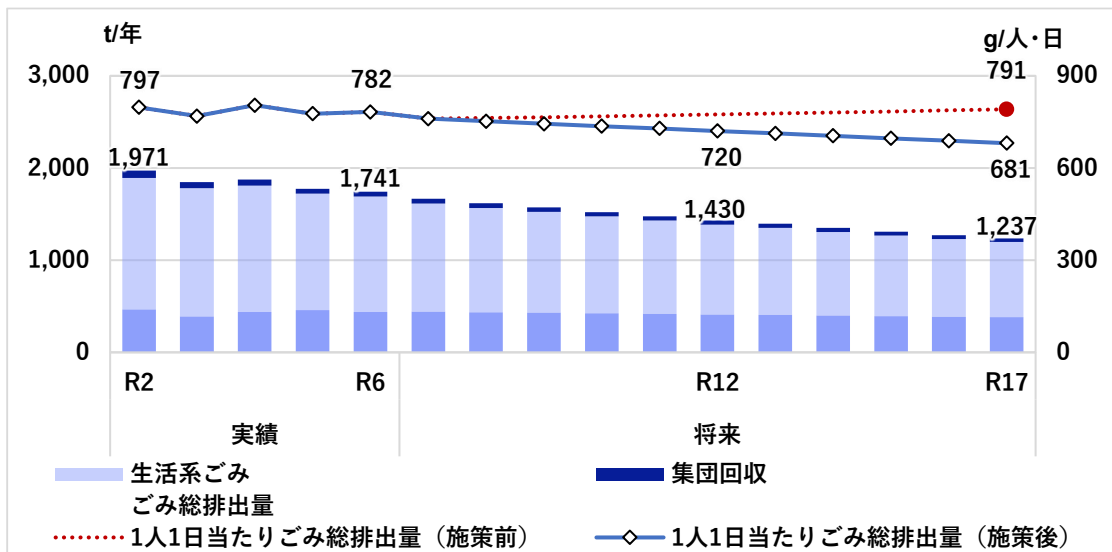
ゴール	内容
<p>ゴール12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>廃棄物の発生抑制（リデュース）やリサイクルにより、持続可能な消費と生産のパターンを確保します。</p>
<p>ゴール6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>生活排水の適正処理を推進し、水質汚濁を防いで安全な水環境を守ります。</p>

ごみ処理の現状と目標

ごみの総排出量は年々減少していますが、さらなる減量と資源化が必要です。

本計画では、以下の5つの目標項目を設定し、令和17年度には、令和4年度比で一般廃棄物排出量を34.0%削減し、リサイクル率22.0%以上の達成を目指します。

項目	現状 令和6年度	中間目標年度 令和12年度	最終目標年度 令和17年度
一般廃棄物排出量削減率 (令和4年度比)	7.1%削減	23.7%削減	34.0%削減
1人1日あたりごみ総排出量	782g/人・日	720g/人・日	681g/人・日
1人1日あたりごみ焼却量	617g/人・日	574g/人・日	532g/人・日
リサイクル率	21.1%	20.6%以上	22.0%以上
最終処分量削減率(令和4年度比)	27.4%増加	25.1%削減	35.6%削減

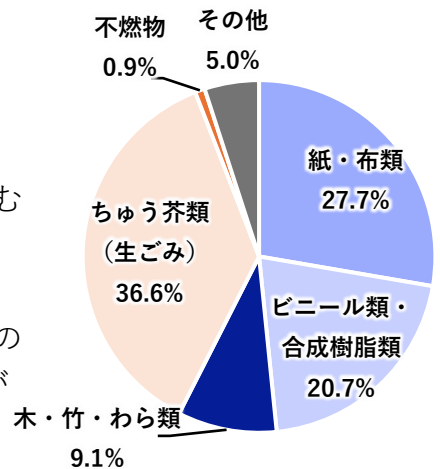


燃やせるごみの約6割は「生ごみ」と「紙・布類」です！

燃やせるごみの組成(湿重量)は、水分を多く含む「ちゅう芥類*(生ごみ)」が約37%、「紙・布類」が約28%を占めています。

食品ロスの削減や生ごみの水切りの徹底、雑がみの分別など3Rを実践することで、ごみの大幅な減量が可能です。

*ちゅう芥類とは、家庭の台所や飲食店などから出る野菜くずや食べ物の残りのことです。



ごみ処理（食品ロス削減）の基本方針と具体的な取り組み

(1) 3Rの実践

住民・事業者・行政が連携し、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を実践して、廃棄物の発生を最小化します。

項目	具体的な取り組み
食品ロス削減	<ul style="list-style-type: none">・「ぎふ食べきり運動」に協力し、外食時の適量注文や計画的な買い物、生ごみの水切りを徹底してごみを減らします。・家庭で使い終わった廃食用油を回収し、再生利用します。・生ごみを堆肥化し、家庭菜園の土や肥料として活用します。
廃プラスチック削減	<ul style="list-style-type: none">・プラ製品は断り、マイバッグや詰め替え品を利用します。・分別を徹底し、資源回収や拠点回収等へ出します
紙、布、木・竹等の削減	<ul style="list-style-type: none">・包装や使い捨てを断り、ペーパーレス化を進めます。・古紙や衣類は再利用し、譲渡や資源回収を活用します。

(2) 住民・事業者・行政の協働

減量化・資源化に向けた仕組みづくりや情報発信の充実を図り、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たして協働します。

項目	具体的な取り組み
ごみ収集・資源回収拠点・施設等の利便性の向上	ごみ収集所の環境改善と、資源拠点「ecos」等の利便性向上・情報発信を図ります。
粗大ごみの戸別回収	高齢者等のための粗大ごみの戸別回収を検討します。
製品プラスチックの分別・再生利用の推進	プラスチック類の再生利用を推進します。（令和11年度開始）
事業者のごみ減量・資源化、適正処理の指導	継続的にごみ減量化、資源化や適正処理の指導を実施します。
ごみに関する情報提供	リチウム電池等の捨て方を周知し、分別アプリ「さんあーる」の導入を検討します。
環境教育、体制の充実	子供から大人まで幅広い世代を対象にごみに関する学習機会を提供し、廃棄物減量化推進協議会を開催します。

(3) 廃棄物の適正処理

社会情勢の変化に対応し、環境と経済性に配慮した収集運搬体制の維持と、計画的な施設管理による長寿命化を推進します。

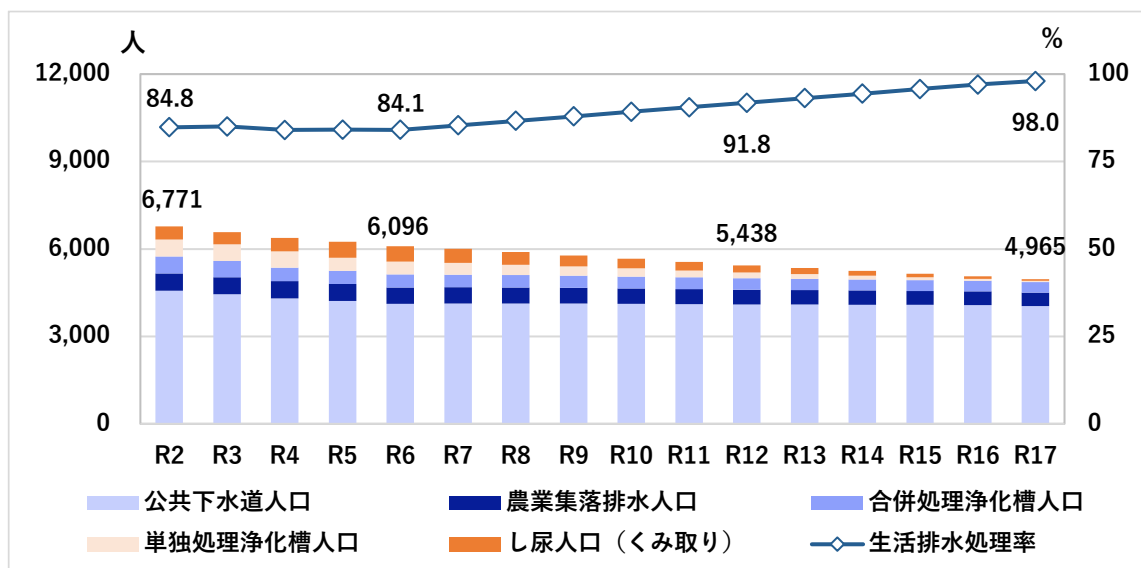
項目	具体的な取り組み
不法投棄の監視・指導	適正処理を啓発し、警察・住民と連携したパトロールで持ち去りや不法投棄を防ぎます。
収集回数の見直し・収集運搬体制の効率化	排出状況に合わせて収集回数を見直し、環境と経済性に配慮した効率的な体制を検討します。
組合による処理施設の整備・維持管理の推進	組合で計画的かつ効果的な修繕や更新、維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。
町の最終処分場の延命化	埋立処分量の減量に努め、最終処分場の延命化を図ります。
災害廃棄物処理の体制整備	災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集・処理体制を整備します。

生活排水処理の現状と目標

生活排水処理率※を現状の84.1%から令和17年度に98.0%へ向上させることを目指します。

項目	現状 令和6年度	中間目標年度 令和12年度	最終目標年度 令和17年度
生活排水処理率	84.1%	91.8%	98.0%

※生活排水処理率とは、全人口のうち、し尿と生活雑排水の両方を適正に処理している人の割合です。



生活排水処理の基本方針と具体的な取り組み

快適な生活環境の中で暮らせるまちを維持するため、引き続き、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業により町全域の施設整備の推進を図ります。

基本方針	内容
下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①「下水道事業経営戦略」に基づき、財源確保や整備手法を検討しながら、公共下水道事業及び今須農業集落排水事業を計画的・効率的に推進します。 ②公共下水道は、「ストックマネジメント計画」に基づき、施設の老朽化対策を推進していきます。 ③今須農業集落排水処理施設は、適切な維持管理を進めます。 ④広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続を促進します。
合併処理浄化槽の整備促進と適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①集合処理に適さない区域において、合併処理浄化槽の整備に対して支援します。 ②設置後の浄化槽の清掃・点検など適正な維持管理を促進します。

第3次一般廃棄物処理基本計画 概要版

発行：岐阜県 関ヶ原町 (令和8年3月)
 編集：水道環境課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58
 電話：0584-43-1111 (代表)